## はじめに

建築物に関する建築基準法などの規制は、主に建物の安全、衛生、防火上の観点 より定められています。

しかし、このような規制を守って建てられた建築物であっても、中高層建築物は 周辺環境に対する影響から、その建築に際し、近隣住民と民事上の紛争に発展する ことがあります。

このような状況に対し、焼津市では、焼津市中高層建築物の建築に関する指導要綱(平成9年3月31日制定、平成18年2月28日改正)を制定し、中高層建築物を建築する建築主に対し、

- ・周囲の住環境に配慮すること
- 建築計画を記載した看板の設置をして近隣へ周知すること
- ・近隣関係住民から申し出があった場合は、説明会等で説明すること などを指導してきました。

## しかし最近になり

- ・紛争が長期化し、内容も複雑化しており、近隣関係住民・建築主の紛争にかか る負担が大きくなっている。
- ・建築計画が近隣住民へしっかりと伝わっていない。
- ・中高層建築物の建築工事 (騒音・振動等) により、周辺環境への影響が出ている。 などの問題点が挙げられるようになりました。

## このような問題点を解決するため、

- 建築計画を周知するための看板の設置時期等の定義
- ・中高層建築物の建築敷地に隣接している住民などに対し、建築主がどのような 説明を行ったか報告を求める制度
- ・中高層建築物の建築において、民事上の紛争が発生した場合、市による「あっせん」及び焼津市建築紛争調停委員会による「調停」を受けることができる制度
- ・当条例における手続きについて、虚偽の手続きや、手続きを行わない者への対処 などを明確化した条例を策定し、平成19年4月より「焼津市中高層建築物の建築 に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を施行することとなりました。

平成 19 年 4 月 焼津市

